

第3四半期分

大阪港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	ライブカメラ(大阪港湾局所管道路(夢洲・舞洲))(再リース)	その他賃貸	株式会社NTTデータ関西	2,640,000	R7.10.9	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-

## 1 案件名称

ライブカメラ(大阪港湾局所管道路(夢洲・舞洲))(再リース)

## 2 契約の相手方

株式会社NTTデータ関西

## 3 随意契約理由

本ライブカメラは、夢洲および舞洲の幹線道路における道路交通情報を取得することを目的として設置しているものである。本ライブカメラから得られた情報は、今年度発注予定の「夢洲インフラ施設および大阪港湾局管理道路の維持管理に係る DX 化推進業務委託」における、道路交通情報収集システムの導入に向けた検証(交通量や車種の解析など)や、ライブカメラの設置場所・仕様の検討に使用するものである。また、万博開催時の自動車交通による来場者の主要動線での事故や道路損傷に対して現場状況をいち早く察知し迅速に対応するために活用するものである。

当初は万博期間中を含む約7カ月間の道路交通情報を収集する想定であったが、万博期間中は警察による道路規制が常時実施されるなど、想定以上の交通抑制が行われた。そのため、日常とは異なる道路交通状況が多く見受けられ、現時点で収集した情報だけでは十分な検証・検討ができない状況である。

以上の理由から、万博閉幕後の日常の道路交通状況についても本ライブカメラで情報収集を継続し、令和7年度中に道路交通情報収集システム導入に向けた検証及び検討を行う予定である。なお、万博閉幕後、道路形態の復旧(万博仕様前の状態に戻す)に2か月以上要し、さらに復旧後のIR関連事業及び万博撤去関連の工事車両等の増加も考慮し、検証に必要な期間は5か月程度となるため、ライブカメラの借入期間を令和8年3月13日まで延長するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 施設課(施設管理)